

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和2年11月24日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明確ではないが、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

後期高齢者で法律も無知な認知症予備軍に近づきつつある分別もあっちゃこっちゃな判断力、経年劣力の都に、新型コロナ禍で巣ごもり、ストレス、ノイローゼで、判断力低下の老寄りを、オレオレさぎ並みにダマさないでほしい！ もっと生活困窮都民をパワハラ的教育指導ではなく、上から目線でなく、ていねいな説明、納得を！！

請求人は、50年以上、法に認められた個人事業主として芸能マスコミプロダクションとして活動してきた。所得税法で、月毎又は年毎の帳簿の作成は必要要件とはなっていない。本件処分において

収入認定された〇〇年金収入（本件保険金収入）は芸能プロダクション〇〇の営業活動経費に分類されるべきものである。また、個人事業主としての活動には、ボールペン、リモート、Wi-Fi、携帯電話、コピー、ファックス等最低の環境が必要であり、これらの経費は自立更生費として認めるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 9月10日	諮問
令和3年11月 5日	審議（第61回第2部会）
令和3年12月17日	審議（第62回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基

準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 期末一時扶助

保護基準は、12月の保護費（基準生活費）の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとしている（保護基準別表第1・第1章・1・(2)・ア）。期末一時扶助費は、12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して、越年資金として支給されるものである（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第7の37・答）。

そして、〇〇市（1級地-1）における期末一時扶助費は、1人世帯においては、14,160円を計上することとされている。

(3) 届出義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10は、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定するとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法等による給付で、

1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとしている。また、同・イは、老齢年金等で、介護保険法135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものは、特別徴収された後の実際の受給額を認定するとしている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8-33は、一時に認定しても保護の停止とはならない程度の臨時収入を分割認定することについて、世帯の事情に応じて6か月を上限として分割認定を考慮しても差し支えないとしている。

そして、局長通知第10・2・(8)によれば、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと（この場合、最低生活費又は収入充当額の設定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること）としている。

(5) 個人年金の収入認定

「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問3-7（個人年金の取扱い）は、申請時に既に保険料の支払いを終え、保険金を受領している場合の取扱いについて、他の生命保険契約と同様に、返戻金の額、保険料額、給付内容を把握した上で保有の可否を検討するとし、保有が容認された場合及び保護受給中に加入した個人年金に基づく保険金収入は、次官通知第8・3・(2)・ウ（財産収入）に準じて、全額収入認定するとしている。

そして、次官通知第 8・3・(2)・ウ・(ア)は、財産収入は、その実際の収入額を認定することとし、同・(イ)は、(ア)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定することとしている。

(6) 次官通知、局長通知、課長通知、問答集及び運用事例集の位置づけ

次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

さらに、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

- (1) 令和 2 年 1 1 月 6 日、処分庁は、同年 1 2 月分の請求人の保護費を算定するに当たり、請求人に、同月期の本件保険金収入の分かる資料を求めたが、請求人から当該資料の提出はなかった。
- (2) そこで、令和 2 年 1 1 月 1 7 日、処分庁は、請求人の同年 9 月から 1 1 月までの 3 か月間の本件保険金収入額が月当たり 6 0, 6 1 0 円であることから、同額をもって請求人の同年 1 2 月の収入認定額として、同月分の保護費を変更する保護変更処分を行った（前回処分）。
- (3) その後、令和 2 年 1 1 月 2 4 日、処分庁は、同月 1 7 日に請求人から提出された収入申告書及び挙証資料（本件収入申告書類）から、同年 1 2 月期の本件保険金収入が 1 8 7, 2 8 2 円であることが判明し、同年 1 2 月の収入認定額を 6 0, 6 1 0 円から 6 2, 4 2 7 円へと変更する必要が生じたこと、併せて、請求人に

期末一時扶助費 14,160 円を支給することから保護変更処分を行った（本件処分）。

そうすると、個人年金に基づく保険金収入は全額収入認定されているところ（1・(4)及び(5)）、処分庁が、請求人の令和 2 年 12 月期の本件保険金収入 187,282 円を 3 か月で除した 62,427 円（1 円未満切捨て）を、同年 12 月の請求人の収入と認定した（上記(3)）ことに、違法又は不当な点は認められない。

あわせて、請求人が居住する〇〇市においては、期末一時扶助費 14,160 円（1人世帯）を、12 月の保護費として支給するとされているところ（1・(2)）、処分庁が、本件処分により同額を支給するとした（上記(3)）ことに、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり、丁寧な説明がないことをもって、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、担当職員による本件処分についての説明が丁寧であったかどうかは、本件処分の適法性及び妥当性を何ら左右するものではない。なお、処分庁が、これまで請求人に対して申告義務の確認を含む生活保護制度についての説明を行ってきたこと、また、本件処分通知書及び前回処分通知書の記載内容等を基に、請求人に支給されるべき保護費の額は算出可能であることに照らせば、処分庁の説明が不十分であったとは認められない。

また、請求人は、請求人自身が個人事業主としての活動経費が本件保険金収入から控除されないことをもって、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、本件保険金収入と、請求人が個人事業主として得た収入とは別個のものであり、個人年金に基づく保険金による収入は財産収入として、個人事業主としての事業収入は農業以外の事業（自営）収入として、それぞれの取扱いが定められている（次官通知第 8・3・(1)及び(2)並びに運用事例集問 3-7）。そして、必要な経費

については、あくまでそれぞれの収入を得るための経費を認定するとされていることからすれば、後者の収入に係る経費を前者の収入に充てることはできないものと考えることが妥当である。よって、請求人の主張をもって、本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来